

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	25 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年3月から同年6月までの期間及び60年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年3月から57年3月まで
② 昭和60年11月
③ 昭和61年4月から63年3月まで
④ 平成4年3月
⑤ 平成4年5月から5年3月まで

私が昭和54年3月に会社を退職した後、A市役所B支所で国民年金の加入手続をして、私か私の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付したはずである。申立期間が未納及び申請免除となっていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の昭和54年度の納付記録は一部未納期間があるにもかかわらず、本来保存される必要がある特殊台帳が存在しないことから、当該年度については未納期間が無かったものと考えても不自然ではなく、申立期間①のうち、昭和54年4月から同年6月までの期間は、納付済みであったものと推認できる。

また、申立人は、国民年金加入期間について、上記未納期間以外に未納期間はない上、申立人の妻は納付済みであることから、申立人夫婦の国民年金保険料の納付意欲と年金制度に係る知識は高かったものと考えられ、昭和54年3月の保険料のみ未納とすることは考え難く、申立人又はその妻が過年度納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間②は1か月と短期間である上、オンライン記録により、当該期間を含む昭和60年度は、申立人夫婦共に、毎月の時効成立前に追納されていることが確認できることから、当時、積極的に未納の解消に努めていた申立人夫婦が、申立期間②の国民年金保険料についても、同様に追納したものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①(昭和54年3月から同年6月を除く)、③、④及び⑤については、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻は、当該期間

の大部分が申請免除期間である上、申立人又はその妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いことから、申立人又はその妻が当該期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年3月から同年6月までの期間及び60年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの期間及び60年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から同年9月まで
② 昭和55年1月から57年3月まで
③ 昭和60年11月
④ 昭和61年4月から62年11月まで
⑤ 昭和63年1月及び同年2月
⑥ 平成4年7月から5年3月まで

申立期間①については、私が納付書により銀行で納付した。申立期間②から⑥については、私か私の夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付したはずである。申立期間が未納及び申請免除となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は3か月と短期間であり、申立期間①の前後は納付済みである。また、申立人は、申立期間①以降の国民年金加入期間について、未納期間は無い上、昭和46年4月に強制加入者から任意加入者への種別変更の手続を行っていることから、申立人の国民年金保険料の納付意欲と年金制度に係る知識は高かったものと考えられ、申立期間①のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間③は1か月と短期間である上、オンライン記録により、当該期間を含む昭和60年度は、申立人夫婦共に、毎月の時効成立前に追納されていることが確認できることから、当時、積極的に未納期間の解消に努めていた申立人夫婦が、申立期間③の国民年金保険料についても、同様に追納したものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間②、④、⑤及び⑥については、申立人が一緒に保険料を納付していたとするその夫は申請免除期間である上、申立人又はその夫が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いことから、申立人又はその夫が当該期間の国民年金保険料を納付した事実を推定することは困難である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの期間及び60年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から47年3月まで

時期は不明であるが、隣人と一緒にA町役場へ出向いた際に、未納分があるがそれを納めれば喪失扱いにならないと職員に言われ、後日自宅に来た集金人に分割して納付した記憶がある。隣人は、一緒に役場へ出向いた際、国民年金の加入手続をした。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時、その夫は共済組合被保険者であったため任意加入者として取り扱われるべきところ、特殊台帳及び申立人が所持する国民年金手帳では強制加入者として取り扱われていることから、申立人が隣人と一緒にA町役場へ出向いた際、特例納付の勧奨が行われたと考えても不自然ではない。

さらに、申立人には昭和50年2月に第2回特例納付によって未納保険料を納付している状況が見られ、特例納付は、制度上、原則として先に経過した月の分から順次行うこととされていたことを踏まえると、申立期間の保険料についても特例納付により納付した可能性がうかがえる。

加えて、申立人と一緒にA町役場へ出向いた隣人の任意加入年月日と申立人が昭和48年4月から同年9月までの保険料を納付した年月日が同一日である上、申立人が所持する領収書から、申立人が同町役場の集金人に過年度保険料を納付していたことが確認できることから、申立人の主張は信憑性^{びよう}が高い。

そのほか、申立人と一緒に役場へ出向いた隣人は、役場へ出向いた際の状況を詳細に証言しており、その証言内容に不自然な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜厚生年金 事案 744

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を62万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月1日から同年5月1日まで

私はA社において平成7年1月から厚生年金保険に加入していたが、16年4月から退職までの1か月間は、標準報酬月額が実際に受け取っていた給与と差があるため、訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

A社に係るオンライン記録において、当初、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額を申立人が主張する62万円と記録していたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成16年5月1日より後の同年5月13日付けで、遡^{そきゆう}及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、平成16年給与所得の源泉徴収票から、申立人は、訂正前の同年4月の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、同社の当時の事業主は、「申立人の担当職務は営業であり、経理及び社会保険事務担当者ではなかった。」と供述していることから、申立人が標準報酬月額の減額訂正について関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た62万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成19年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年2月28日から同年3月1日まで

平成18年4月から19年2月末までA社でB士として勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年2月28日となっている。給与支払明細書から同年2月の厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細書及びA社から提出された賃金台帳並びに雇用保険の加入記録から、申立人が、平成19年2月28日までA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳の平成19年2月の報酬月額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成19年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったも

のの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年3月30日は18万円、同年7月10日は30万5,000円、同年12月10日は37万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 3 月 30 日
② 平成 19 年 7 月 10 日
③ 平成 19 年 12 月 10 日

A社に勤務した期間のうち、平成19年3月、同年7月、同年12月の賞与の記録が漏れている。賞与支払明細書のとおり記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る賞与支払明細書から、申立人の申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細書における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、申立期間①は18万円、申立期間②は30万5,000円、申立期間③は37万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岐阜厚生年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（85万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を85万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年11月14日

A社に勤務していたときの平成19年11月分賞与が厚生年金保険被保険者記録に反映されていないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成19年11月分賞与明細書及びA社が提出した「平成19年賞与一覧表」から、申立人は申立期間において、その主張する標準賞与額（85万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和61年9月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月22日から同年12月22日まで

私が持っているA社の申立期間の給与明細書からは社会保険料が控除されているにもかかわらず、同社での厚生年金保険被保険者資格取得日は同年12月22日となっており、私の同社における厚生年金保険加入期間は2か月となっている。給与明細書からも分かるように、保険料控除がされているので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和61年10月分から62年2月分までの給与明細書により、申立人が申立期間において、A社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間の給与明細書の保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したと主張しているが、雇用保険と厚生年金保険の資格取得日が一致していることから、申立期間においては社会保険事務所（当時）に資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和61年9月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B所における資格喪失日に係る記録を昭和49年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月16日から同年6月1日まで
昭和49年4月1日から平成18年3月末まで継続してA社に勤務していたのに、昭和49年5月16日から同年6月1日までの期間が空白となっているので、記録を訂正し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出されたA社の回答書及び経歴書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和49年6月1日にA社B所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B所における昭和49年4月の健康保険厚生年金保険被保険者原票から7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岐阜国民年金 事案 777

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年2月まで
大学を卒業後、国民健康保険と一緒に国民年金に加入した。会社に就職するまで国民年金保険料を納付した記憶がある。申立期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、11か月と短期間であるが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に聴取しても、申立期間当時の記憶が曖昧^{あいまい}であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年7月ごろに払い出されており、同年5月22日が資格取得日となっていることから、申立期間は未加入期間であり国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人はA市B区役所で国民年金の加入手続を行ったが、厚生年金保険の会社に就職する際、国民年金の資格喪失手続は行っていないと述べるなど申立内容が不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を裏付ける関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から47年1月まで
昭和46年6月に仕事を退職したため、A町役場（現在は、B市役所）で国民年金に加入し、自分で納付していた。納付方法は覚えていないが、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年2月に払い出され、同年同月に任意加入者として資格取得されていることから、申立期間は未加入期間であり、申立人に対してA町役場による保険料の徴収は無かったものと考えられる。

また、申立人が唯一所持する年金手帳は、初めて国民年金の被保険者となった日が昭和47年2月1日と記載されたものであり、それ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は保険料の納付方法等、申立期間当時の記憶が曖昧であり、申立期間の保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られないため、申立人が国民年金保険料を納付した事実を推認することは困難である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から48年12月まで
昭和49年1月ごろに、年金の一括払いができると母親から聞き、A市役所で加入手続を自分で行った。申立期間の国民年金保険料を、A市役所かB信用金庫本店で5万円から10万円くらい、自分で特例納付したはずであり、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年1月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同年同月に特例納付により納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は51年6月ごろに払い出されており、当該払出月においては、特例納付の実施期間でもない上、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立人が唯一所持している年金手帳は、昭和49年1月ごろに国民年金の加入手続を行った際に受け取ったとしているところ、その年金手帳は同年11月以降に交付された三制度共通の年金手帳であり、上述の国民年金手帳記号番号払出月から、申立人の国民年金の加入手続は51年6月ごろに行われたものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、特例納付した以降は、毎月国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間直後の昭和49年1月から51年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることから申立人の主張は不合理である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られないほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から61年3月まで
21歳から22歳のころ、20歳までさかのぼって加入手続をし、後日A町役場内のB銀行で一括納付した。申立期間が未加入、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和61年4月1日と記載されており、オンライン記録の資格取得日と一致していることから、申立期間は未加入期間であり、役場から納付書の発行が無かったと考えられ、申立人は国民年金保険料が納付できなかったものと推定される。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳以外受け取った記憶が無いと述べており、申立期間において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月から8年3月まで
20歳から国民年金保険料を納付し始めたが、しばらくしてから滞納するようになった。督促状みたいなものが何度も送られてきて怖くなってきたので、国民年金保険料の免除申請をした平成8年5月ごろ、それまで滞納していた国民年金保険料30万円ぐらいをすべて社会保険事務所(当時)で納付したはずであり、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の免除申請をした平成8年5月ごろ、それまで滞納していた国民年金保険料30万円ぐらいをすべて社会保険事務所で納付したはずと述べているが、その時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は当初、延滞金が加算され保険料額が大きくなったと述べていたが、その後、延滞金の加算については覚えていないとするなど申立内容が変遷^{せん}しており、申立期間当時の記憶が曖昧^{あいまい}である。

さらに、申立人は申立期間の直近の国民年金保険料を申請免除されていたことから、申立期間に係る国民年金保険料を納付することが困難な状況であったと考えても不自然ではない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、当時の同僚等から申立期間当時の証言を得ることができないほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から3年3月まで

学生時代の国民年金保険料は、両親が支払っていたと聞いている。大学時代のうち、A市に住所があった平成3年4月からは国民年金加入期間となっているが、B県C町（現在は、D市）に住所があった期間は、未加入となっている。申立期間が未加入及び未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年4月ごろに払い出され、同年4月1日に資格取得されていることから、申立人の国民年金加入手続は、学生が強制加入の対象とされた（平成3年4月1日）ことに伴い行われたものと推認でき、それ以前の期間については、学生は任意加入であり、さかのぼって国民年金に加入し、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母親は、C町で、国民年金の加入手続を行った記憶は無いと述べており、同町における国民年金保険料の納付方法についても記憶が曖昧であるほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月から同年11月まで

申立期間を含む平成8年7月から同年12月までの6か月分の国民年金保険料を同年12月ごろ、私か私の夫が金融機関でまとめて支払ったが、同年12月分だけしか納付済みとなっていない。15年も前のことで納付を証明するものは何も無いが、大金を支払ったことを覚えている。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む平成8年7月から同年12月までの6か月分の国民年金保険料を同年12月ごろ、申立人かその夫がまとめて金融機関で納付したと主張しているところ、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿では共に、基礎年金番号（厚生年金保険手帳記号番号と同じ。）が付番されているのみで、国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。

また、申立人が所持する、昭和49年11月以降に発行された三制度共通の年金手帳（オレンジ色）には、厚生年金保険手帳記号番号が記載されているのみで、国民年金手帳記号番号が記載されていないほか、基礎年金番号が記載されている年金手帳（青色）の交付日は平成9年7月28日と記載されている。これらのことから、申立人の国民年金加入手続は、基礎年金番号制度導入後の同年7月ごろ行われたものと推認できる上、申立人が納付したとする8年12月時点では、申立期間は未加入期間であったと推認でき、申立人に対し納付書が発行されていたとは考え難く、申立期間の保険料は納付することができなかつたと考えられる。

さらに、オンライン記録により、平成8年12月分の国民年金保険料が11年1月25日に納付された記録が確認できるが、申立人には、当該納付を含む過年度納付の記憶が無いほか、当該納付日の時点では、申立期間は時効により納付ができない。

加えて、申立人は、平成8年7月に退職した会社が、申立期間に係る加入手続をしてくれたと述べているが、当該会社へ確認したところ、退職者の国民年

金加入手続を代行したことは無いとするなど、申立人の主張は不自然である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られないほか、申立人は、現在所持している年金手帳以外に別の年金手帳を受け取った記憶は無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこと、及び申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から9年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月から9年7月まで
20歳の誕生日が過ぎたころ、自分はA国に居たが、実家へ区役所から国民年金加入の案内が届いた。母親が区役所に問い合わせたところ、帰国後加入手続を行えばいいと説明を受けたので、平成9年8月23日にA国から帰国した後、母親が区役所で国民年金の加入手続をして、20歳までさかのぼって10万円ほど国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に^{あいまい}関与しておらず、申立人の母親に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、オンライン記録により、申立期間直後の平成9年8月から10年3月までの国民年金保険料が同年4月28日に納付されており、その保険料額は10万2,400円であることから、申立人の母親が記憶している期間は当該期間と考えても不自然ではない。

さらに、申立人が所持する年金手帳の資格取得日は平成9年8月23日となっているほか、申立期間当時、申立人に対して、別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から61年3月まで
昭和58年10月30日に資格喪失となっているが、喪失手続を行った記憶は無く、申立期間もA市役所から送られてくる納付書により毎月B支所で納付していたので、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は昭和58年10月ごろ資格喪失手続を行った記憶は無いとしているところ、申立人が所持している国民年金手帳(昭和48年12月発行)には、資格喪失日として同年同月30日の記載がある上、A市の国民年金印紙検認表及びオンライン記録とも資格喪失日が一致していることから、申立期間は未加入期間であり、同市役所から納付書は発行されなかったと考えられ、申立人は国民年金保険料を納付することができなかったものと推定される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 748

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 2 月 1 日まで

私が 59 歳の時、社会保険事務所（当時）で年金記録を調べてもらったところ、脱退一時金をもらうためには 5 年の被保険者期間が必要だが 1 か月足りなかったので、支払われずに年金として支給されると言われた。その時、社会保険事務所の端末の画面上で間違いなく A 社の記録があったことを夫と一緒に確認している。その後、ねんきん特別便をもらった時に A 社の期間が無かった。私は間違いなく勤務していたので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に勤務していた会社名を「A 社」と記憶していたこと及び申立人の業務に係る記憶から、期間は特定できないが、申立人が B 社（昭和 28 年 2 月 10 日に C 社へ社名変更）に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 社において、申立期間に厚生年金保険被保険者期間のある複数の同僚に照会したところ、申立人を記憶する者はいなかった。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名は無く、申立期間の健康保険被保険者番号は連番になっており欠番は無い。

さらに、C 社は昭和 35 年 6 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 749

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から27年8月1日まで

昭和23年4月にA社B支店C事務所に入社し、29年秋に同業3社が合併しD社となった後、32年12月まで勤務した。厚生年金保険の加入記録は27年8月1日からになっているが、23年4月1日から27年8月1日までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店C事務所に勤務していたものの、入社日を特定することができない。

また、申立期間におけるA社B支店C事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同日の昭和27年8月1日に資格取得している12名の同僚については、A社B支店C事務所において、初めて同社に係る被保険者となっていることが確認できる。

さらに、上記の同僚のうち、複数の者は、「A社B支店C事務所に入社したのは、昭和27年より数年前であった。」と供述しているものの、その当時の厚生年金保険料の控除について、証言を得ることができない。

加えて、A社B支店C事務所は現存しておらず、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 750

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月から同年12月まで
終戦後の昭和20年10月、同級生のA氏と当時近所に住んでいた人たちでB社の廃材拾いに行っていたところ、同社の従業員に誘われてA氏と一緒に勤めることとした。
しかし、昭和20年12月まで働いたのにその間が厚生年金保険被保険者期間となっていないので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と一緒に入社し、同様の業務を行っていた同僚は、「申立人と私は、雑用係であり、B社の社員にはなっていなかった。また、同社には短期間しか勤務しておらず、保険料が控除されていたかどうか記憶していない。」と供述しており、申立人の申立期間における保険料控除がされていたことをうかがわせる供述は得られない。

また、申立事業所は平成4年8月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、申立期間のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人及び上記の同僚の氏名は無く、健康保険整理番号は連番となっており欠番は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 9 月 1 日から平成元年 9 月 1 日まで
A社で、昭和 57 年 9 月 1 日から平成元年 9 月 1 日まで勤務したが、申立期間の標準報酬月額が支給された給与に見合う標準報酬月額と異なっているので、訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の申立期間に係る給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、事業主から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書における昭和 57 年 9 月の標準報酬月額及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における平成元年 8 月の標準報酬月額は、それぞれオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、オンライン記録上の申立人に係る標準報酬月額は、遡^{そきゅう}及して引き下げられているなどの不自然さは見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 752

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 3 月 31 日まで
② 平成 3 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

申立期間①については、昭和 63 年 9 月から平成 2 年 9 月までの 2 年間 A 校で研修を受けた後、B社に入社し、C師として勤務した。給与は現金支給だったが、同社を退職する際、退職金のようなものを通帳に振り込んでもらった。

申立期間②については、B社を退職後、D社（現在は、E社）に入社した。同社では「F病院」でG師として働いた。申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が提出した預金通帳にB社から現金の振込みが確認でき、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶するB社の所在地において、同事業所は、商業登記は行われておらず、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人は当時の上司及び同僚を記憶していないことから、厚生年金保険料控除に係る供述を得ることができない。

2 申立期間②について、申立人の詳細な証言から、申立人がD社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E社の事業主は、「当時も現在も当社は厚生年金保険の適用事業所にはなっていない。保険料の控除も行っていない。」と供述しており、当該期間においてD社が厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人の当時の上司及び同僚からは、当時の厚生年金保険料控除に係る供述を得ることができない。

3 申立人は、申立期間①及び②に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 753

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 1 日から平成 3 年 6 月 1 日まで
昭和 61 年 9 月 1 日から平成 3 年 6 月 1 日まで、A 区の B 社に勤務し厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務期間については、B 社は、昭和 61 年 9 月 21 日に入社し、平成 3 年 5 月 31 日に退職したと回答している。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の適用通知書によると、B 社は平成 9 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、B 社の事業主は、「厚生年金保険料は、適用事業所となるまでは控除していない。また、当時従業員が希望すれば、C 健康保険組合の資格取得手続を行っていた。申立人は、昭和 63 年 12 月 1 日から平成 3 年 6 月 30 日までの期間に C 健康保険組合に加入しており、この加入期間においては、給与から C 健康保険組合の保険料を控除していたが、厚生年金保険料は控除していなかった。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 754

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 12 月から平成 6 年 7 月まで
② 平成 9 年 7 月から 10 年 2 月まで

昭和 59 年 12 月から平成 6 年 7 月までと 9 年 7 月から 10 年 2 月までの A 社に勤務していた時の標準報酬月額が低くなっている。標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が所持している平成 6 年 1 月から同年 7 月までの給与支給控除一覧表には、上記期間において、申立人が主張する標準報酬月額（20 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた旨の記載がある。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、A 社の取締役であったことが閉鎖登記簿謄本により確認できる上、同社において経理、社会保険事務を担当していたと証言している。

また、申立人は、厚生年金保険料を従業員預り金分と会社負担分を計算して納付していたと供述しており、さらに、委託を受けていた社会保険労務士は、「A 社から提出された賃金台帳に基づいて月額算定を行った。賃金台帳は申立人が作成していたと思う。」と証言している。

これらのことから、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 1 項ただし書に規定されている、「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については同法に基づく記録訂正の対象とはならない。

申立期間②について、オンラインの記録では、申立人の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 9 年 7 月から 10 年 2 月までの標準報酬月額が 20 万円とされていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 3 月 31 日より後の同年 4 月 13 日付けで、さかのぼって 11 万円に減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、平成9年12月分保険料の徴収決定済額更正通知書及び10年1月分から同年3月分までの徴収決定済額取消通知書並びに健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を所持しており、その内容を確認したと述べていることから、申立人は、当該届出に係る処理及び月額変更処理に同意していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、取締役及び経理担当者として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 1 日から 45 年 3 月 1 日まで

昭和 43 年*月*日に三女が死亡した後、再びA事業所で働いた。同年の新聞拡販の成績が良かったので、B社で表彰され、C店に招待されて座布団を5枚もらった憶えがある。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、他の新聞販売店に勤務していた配達員の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票によると、同事業所では、申立人が昭和 38 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得して以降、50 年 10 月 1 日までの 12 年間、新規資格取得者はいないが、当時の同僚は、「新聞配達という職業柄、当時、従業員の出入りは多かった。」と証言している。このことから、申立期間を含む上記の期間において、同事業所では、従業員が新たに入社しても、厚生年金保険の加入手続きを行っていなかったことが推認できる。

また、当時のA事業所の事業主及び同僚からは、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言は得られない。

さらに、申立期間のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び原票の健康保険整理番号に欠番は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、関連事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月1日から23年12月31日まで
叔父夫婦の紹介で、A社に入社し、昭和22年から23年の間に1年半ほど勤務した。最初は坑外電車の保線工で、途中から坑外電車のポールマンの仕事をした。勤務している間は、会社の独身寮であるB寮に住んでいた。同社に勤務していた期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人が記憶する同僚4名が確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社を継承するC社に照会したところ、「昭和22年及び23年の従業員名簿に申立人の氏名は確認できない。」と回答している。

また、当時の同僚の一人は、「入社後1年ほどの期間は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、C社は、「昭和30年代に事務を担当していた者から、入社後6か月から1年程度の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させていなかったと聞いており、20年代も同じ取扱いだった可能性はある。」と回答している。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、申立人の氏名は確認できない。

加えて、申立人は申立期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月21日から37年3月31日まで

私は昭和28年3月にA高校を卒業し、翌日からB市にあるC社に入社した。会社では油脂関係の仕入れや販売をしていたが、37年1月*日に結婚し、出産のため同年3月に退職した。厚生年金保険の加入記録では、当該事業所に勤めていた期間が脱退手当金を受けたことになっているが、受給した記憶は無いため、脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている厚生年金保険被保険者期間が2年以上である女性15名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、9名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち8名が資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金を裁定した裁定庁へ回答したことが記録されているとともに、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 3 月 23 日から 27 年 4 月 1 日まで
② 昭和 28 年 11 月 15 日から 32 年 1 月 1 日まで
③ 昭和 34 年 8 月 29 日から 36 年 10 月 1 日まで

申立期間①について、昭和 26 年 3 月 23 日に中学校卒業後、叔母の紹介で A 県の B 社に入社し、本店、C 支店で勤務した。給与は 5,000 円からいろいろと天引きされ、手取りは 1,000 円程度だった。社会保険料は 300 円から 1,500 円ほど控除されていたと思う。申立期間②について、B 社を退社後、職業安定所の紹介で D 社に入社した。菓子職人の一つ格下で、あんこ炊き、デパートへの配達などをして 6 年間ほど勤めた。入社時から退社時まで給与の手取り額に大きな変化が無かったことから、当初から社会保険料は控除されていたと思う。申立期間③について、D 社の客であった職業安定所職員の紹介で E 社に入社し 2 年ほど勤めた。仕事は和菓子の製造、販売であった。給与は各種天引き後、現金でもらった。天引き分には厚生年金保険料が含まれていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時の同僚の供述及び申立人の勤務に係る記憶から、申立人が当該期間において、B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、B 社は、昭和 27 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、上記同僚についても B 社での厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 27 年 4 月 1 日となっている。

さらに、事業主は既に死亡しており、上記同僚は、当時、保険料が控除されていたか不明としていることから、当該期間において、保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

2 申立期間②について、当時の同僚の供述及び申立人の勤務に係る記憶から、申立人が当該期間において、D 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、D社は、昭和32年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、上記同僚についてもD社での厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和32年1月1日となっている。

さらに、事業主は既に死亡しており、上記同僚は、当時、保険料が控除されていたか不明としていることから、当該期間において、保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

- 3 申立期間③について、事業主の「申立人は昭和34年から36年までE社で勤務していた。」とする供述から、申立人が当該期間において、E社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、E社は、昭和62年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

また、事業主は、「申立人の申立期間においては、申立人から保険料は控除していなかった。」と供述している。

- 4 申立人は、申立期間①から③に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間①から③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 761

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月から 34 年 7 月 1 日まで
昭和 33 年 3 月、中学の卒業と同時に A 社（現在は、B 社）に入社し 35 年 2 月 19 日まで勤務したが、同社の厚生年金保険の資格取得日が 34 年 7 月 1 日になっている。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立期間において、期間の特定はできないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚は、A 社には見習期間があったと証言していること、及び当該同僚に係るオンライン記録は入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が異なっていること、並びに申立人が同時期に入社したとする 2 名の同僚は、同社において被保険者となっておらず、当該同僚のうち供述が得られた 1 名については、入社後 2、3 か月で辞めていることが確認できることから、当時同社では、入社して 2 か月から 1 年 8 か月経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

また、B 社の事業主は、「当時の申立人に対する社会保険の加入及び保険料控除の取扱いについては不明である。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B 社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書には、申立人の資格取得日は昭和 34 年 7 月 1 日と記載されている。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 762

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 9 日から 42 年 3 月 9 日まで
昭和 41 年 4 月 9 日から 42 年 3 月 9 日まで A 社が運営している B 倶楽部にポーターとして勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 42 年 2 月 1 日であることが確認できる上、事業主は、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述しており、同僚からも保険料控除をうかがわせる供述は得られなかった。

また、申立人は、「入社したのは、ゴルフ場のオープン後であり、正社員であったかどうか分からない。」と供述しているが、B 倶楽部のオープンは、昭和 41 年 11 月 13 日であり、複数の同僚は、「B 倶楽部に入社後、半年程度の試用期間があった。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 763

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月 1 日から 60 年 8 月 1 日まで
昭和 54 年 5 月 1 日から 60 年 8 月 1 日まで A 社 B 支社に勤務したが、標準報酬月額が給料明細書と比較して少ないため訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 支社に保管されている「厚生年金保険被保険者台帳」及び申立人から提出された昭和 54 年 7 月から 58 年 2 月の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

このほか、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 764

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年12月21日まで
② 昭和21年2月20日から25年7月11日まで
③ 昭和25年9月1日から26年5月1日まで

A社B工場の期間については脱退手当金を少額受け取ったが、B社、C社、D社の期間については脱退手当金を受け取っていないので、脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間後の別の厚生年金保険被保険者期間については、事業所を退職する際、脱退手当金を受給した記憶があるものの、申立期間については請求していないと主張しているが、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、オンライン記録上、申立期間の被保険者期間についてもその計算の基礎とされている上、脱退手当金支給対象の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されており、申立期間後の脱退手当金受給時に申立期間も併せて受給したと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年4月30日に支給決定されていることなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月 6 日から 34 年 10 月 29 日まで
A社に昭和 31 年 8 月 22 日から 34 年 10 月 29 日まで準社員として勤務したが、厚生年金保険被保険者としての記録は 31 年 8 月 22 日から同年 11 月 6 日までとなっている。勤務期間すべてを厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、A社に準社員として勤務したと供述しているところ、同社は、当時の人事記録等、申立人が在籍していたことを確認できる資料は無いとしている。

また、申立人は同僚等の名前を記憶していないことから、申立期間前後にA社で厚生年金保険被保険者記録のある同僚 16 人に照会したところ、申立人が申立期間に同社で勤務していたとする回答は得られなかった。

さらに、上記同僚 16 人のA社における厚生年金保険の加入状況について照会したところ、全員が厚生年金保険の加入記録に間違いは無かったと回答している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人の資格喪失日はいずれも昭和 31 年 11 月 6 日と記載されている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。